

○ 秋田県一般競争入札公告

次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和２２年政令第１６号）第１６７条の６の規定により公告する。

令和７年４月２２日

契約担当者 秋田県健康環境センター所長 大門 洋

１ 入札に付する事項

（１） 契約の名称

秋田県健康環境センターオートアナライザー賃貸借契約

（２） 賃貸借物件名及び数量

オートアナライザー １式

（３） 契約の内容等

入札説明書及び仕様書による

（４） 契約期間

令和７年１１月１日から令和１７年１０月３１日まで

（５） 賃貸借物件の設置場所

秋田県健康環境センター

（６） 長期継続契約

この入札に係る契約は、地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第２３４条の３及び地方自治法施行令第１６７条の１７並びに長期継続契約を締結することができる契約を定める条例（平成１８年秋田県条例第９号）に基づく長期継続契約であるため、当該契約を締結した日の属する年度の翌年度の歳入歳出予算において、当該契約に係る金額について減額又は削除があった場合には、この契約を解除又は変更することがある。この場合において契約の相手方は、契約の解除又は変更により生じた損害の賠償を秋田県に対し請求することができない。

２ 入札に参加する者に必要な資格

（１） 地方自治法施行令第１６７条の４の規定に該当しない者であること。

（２） 秋田県暴力団排除条例（平成２３年秋田県条例第２９号）第２条に規定する暴力団員又は暴力団と密接な関係を有する者に該当しないこと。

（３） 会社更生法（平成１４年法律第１５４号）に基づく更生手続開始の申し立て又は民事再生法（平成１１年法律第２２５号）に基づく民事再生手続開始の申し立てがなされている者（手続開始の決定を受けた者を除く。）でないこと。

（４） 秋田県税に滞納がない者であること。

（５） 入札参加資格又は資格効力の停止を受けている者でないこと。

（６） 営業に関し、許可、認可等を必要とする場合において、これを得ていること。

（７） 秋田県内に本社、支社又は営業所等を有していること。

３ 入札説明書及び仕様書等の配布方法

令和７年４月２２日（火）から令和７年５月１２日（月）までの期間に秋田県公式WEBサイト「美の国秋田ネット」に掲載する。

４ 入札執行の日時及び場所

令和７年５月１４日（水）午前１０時００分

秋田県健康環境センター

5 入札保証金

秋田県財務規則（昭和39年秋田県規則第4号。以下「規則」という。）第160条から第163条までに規定するところによる。

6 その他

（1） 契約手続きにおいて使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

（2） 入札の方法

入札金額は1か月あたりの賃貸借料を記載すること。

落札決定にあたっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

（3） 入札の無効

規則第166条に規定するところによる。

（4） 落札者の決定方法

予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札をした者を落札者とする。ただし、落札となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、くじにより決定する。

入札は2回までとし、落札者がいない場合は最終の入札において有効な入札を行った者のうち、入札価格の低い者を対象として随意契約の交渉を行うことがある。

（5） 契約書作成の要否

要

（6） 提出書類等

入札に参加しようとする者は、別に定める期日までに、入札説明書に記載された必要書類等を提出すること。

（7） その他

詳細は、入札説明書による。

7 問い合わせ先

課 所 名 秋田県健康環境センター 総務企画室 総務チーム

所 在 地 秋田市千秋久保田町6番6号

電話番号 018-832-5005